

新しい自分探し!「青年部」を始めませんか!!

新津商工会議所青年部 会員募集!

新津商工会議所青年部は、新津商工会議所の会員企業の経営者・後継者並びに従事者の49歳以下のメンバーで構成されています。現在の会員数は42名。本年設立20周年を迎えます。私たちと一緒に青年部活動に参加してみませんか?

■平成23年度事業活動

ビジネス



講演会、研修会を通じてスキルアップ!!

- ・Facebook講習会の開催
- ・公開例会「タック川本氏講演会」の開催
- ・「ほめる達人への道」研修会への参加

バイタリティあふれるメンバーとの交流!!

- ・会員メンバーとの異業種交流・親睦会の開催
- ・各種大会を通じて県内外青年部との交流
- ・ゴルフ、フットサル他スポーツ交流

交流



地域活性化



まちづくり推進活動や地域活性化イベントへの企画や参加!!

- ・「にいつ花ふるフェスタ」「新津あおぞら市場」他イベント開催への協力
- ・「駄菓子や昭和基地一丁目」一周年記念式典の開催

お問い合わせ/新津商工会議所青年部事務局
TEL: 0250-22-0121 (担当: 真野)
E-mail: n-yeg@fsinet.or.jp

新津商工会議所青年部

「東日本旅客鉄道(株)新津車両製作所」を見学しました!

当所では、1月20日に「鉄道の街にいつ」を活かした街づくりの一環として「常議員」並びに「鉄道の街にいつ特別委員会委員」等を対象として「新津車両製作所」を見学いたしました。

当日は馬場欣一新津商工会議所会頭、春日忠男鉄道の街にいつ特別委員会委員長等合計21人が見学会に参加いたしました。

最初に、「山手線や京葉線の運行車両は、すべて新津車両製作所で製造された車両が使用されており、現在は東海道線の車両を製造中であります」と会議室において製作所の概要について説明を受けました。

【概要説明】

- 敷地/約150,000㎡(東京ドーム約3個分)
- 機械台数/約1,000台
- 操業開始/平成6年10月
- 操業開始からの累計生産量数/3,746両(平成24年1月20日現在)
- 製造施設建物/約13,000㎡
- 生産能力/年間約250両

【構内見学】

製作所構内の見学では、説明を受けながら一連の車両製造行程の、加工(素材の切断・曲げ)→構体(車体の組立)→艤装(部品・配線取付)→台車入れを見学いたしました。

(概要説明の様子)



(構内の見学の様子)



【東日本旅客鉄道(株)新津車両製作所の概要: 配付資料より】

新津車両製作所は、素材から一貫したシステムで電車を造る製造機関として1994年10月に操業を開始いたしました。現在、年間250両のペースで電車を製造しており、鉄道会社が直轄でこれだけ本格的に鉄道車両を造ることは、1872年に開業した日本の鉄道の歴史のなかでも初めてのことで、新津車両製作所が出来たことにより、JR東日本は、通勤電車に関し、計画—設計—製造—使用—保守—廃棄・リサイクルのプロダクト・ライフサイクル全領域を社内にもつこととなりました。わたくしどもの新津車両製作所は、このサイクルの設計、製造の役割を担いながら、「製品やサービス」の新しい価値を創り、お客さまにより喜ばれる電車づくりに努力してまいります。

平成24年度 税制改正のポイント

中小企業の活力強化に向け、商工会議所が要望した多くの項目が実現!

新津商工会議所 日本商工会議所

中小企業関係の租税特別措置の拡充・延長

※対象となる中小企業は、資本金1億円以下の法人です。

中小企業投資促進税制の拡充・延長【2年間】

★対象資産に試験機器等が追加されます
▶中小企業が設備投資等を行った場合、税額控除(7%)または特別償却(30%)の選択適用を認める制度

【試験機器等の例】



少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長【2年間】

▶30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度に、全額損金算入(即時償却)を認める制度

対象	取得価額	償却方法
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)

対象業種	対象事業者	対象資産	試験機器等の追加
(総業種、風俗営業等を除く)	中小企業者等(資本金1億円以下)	機械・装置(すべて1台160万円以上)	電子計算機、デジタル複合機(複数合計120万円以上)
ソフトウェア	複製数計70万円以上	ソフトウエア	複製数計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5t以上	貨物自動車	取得価額の75%
内航船舶	特別償却30%又は税額控除7%(税額控除は資本金2千万円以下に限る)	内航船舶	特別償却30%又は税額控除7%

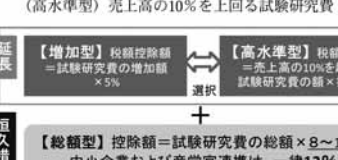
交際費の損金算入特例の延長【2年間】

▶中小企業は、交際費のうち600万円まで、90%を損金算入を認める制度



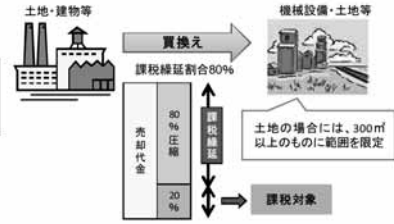
研究開発促進税制(増加型・高水準型)の延長【2年間】

▶試験研究を行った場合、試験研究費の12%を税額控除できる(恒久措置)。加えて、租税特別措置として、「増加型」または「高水準型」を選択適用して上乗せして税額控除できる制度(増加型)試験研究費の増加額の5%(高水準型)売上高の10%を上回る試験研究費



特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例の延長【3年間】

▶特定の資産の買換えを行った場合、その譲渡資産の譲渡益または買換え資産の取得価額の80%相当分は譲渡がなかったものとして、課税の繰延べができる制度



国内需要を喚起し、仕事と雇用の増大に資する税制

住宅税制の延長

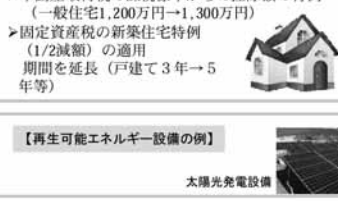
新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長【2年間】

▶新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間1/2)

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長【2年間】

▶標準的な性能強化費用相当額(上限500万円)の10%相当額を控除(所得税)
▶所有権保存登記、所有権移転登記に係る軽減税率(登録免許税)
▶不動産取得税の課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)

固定資産税の新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年等)



贈与税の拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡充・延長【3年間】

▶直系卑属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長
▶65歳未満の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用対象とする特例の延長

贈与年	直系卑属または親類等から受けた住宅	上記以外の住宅
平成23年(現行)	—	1,000万円
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

環境関連税制の拡充

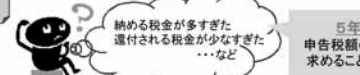
グリーン投資減税の拡充(太陽光発電等)における設備の即時償却)

▶太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額・100%)とする

納税環境整備

申告税額の減額請求期間を「5年」に延長

▶納税者が申告した税額の減額を請求できる期間(更正の請求)を現行の1年から5年に延長



法人実効税率及び中小法人の軽減税率の引下げ

▶平成23年度税制改正において、法人実効税率は5%の引下げ、中小法人の軽減税率は3%の引き下げが実現(平成24年度から実施)。復興財源として、平成24年度からの3年間は10%の付加税が課せられるが、平成23年度水準からは引下げとなる。イメージは以下のとおり。

